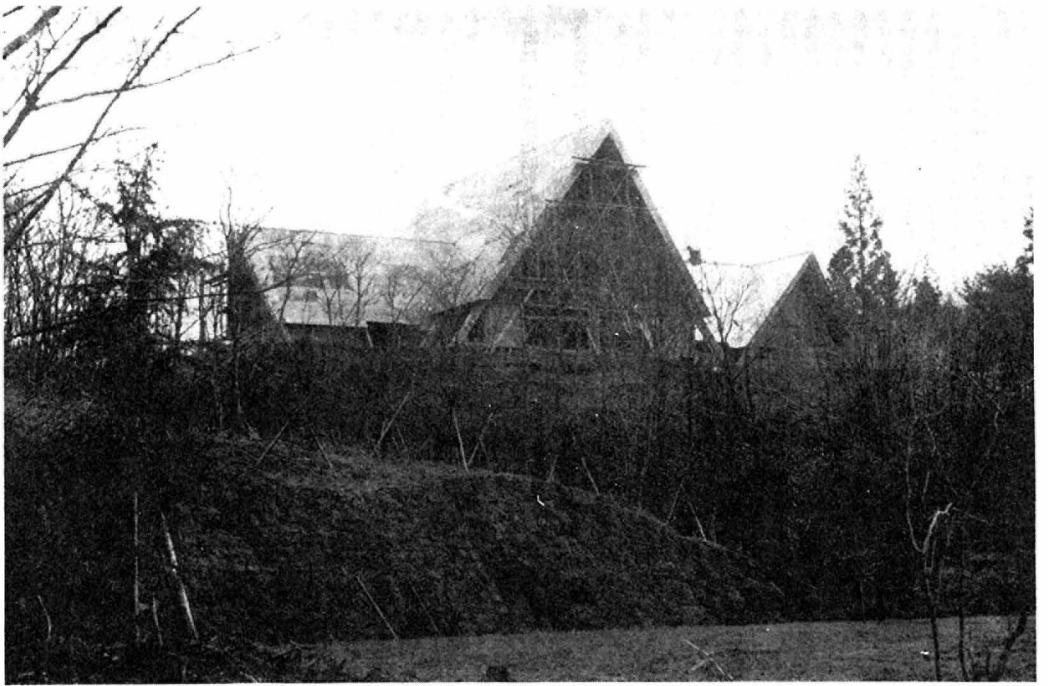


広報 ごじょうめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 総務課 電話 (018876) 代 2100番
印刷所 潮東印刷所 電話 (018876) 2430番 (一部五円)
郵便番号 018-17 毎月1日・15日発行

<ミニ知識>

かしい消費者よご用心あれ
「消費者は王様」「お客様は神様」と言われて鼻の下を長くしているとんでもない商品をつかまされる。A社の赤外線コタツ、しもやけ、あかぎれによく効く等の広告、これは薬事法違反になるそうだ。またB社製造のアイロンが、C社のレツテルを張って売られているという。製造メーカーと販売メーカーは違うといったところ。スイッチを入れないのに勝手に映り出すリモコンテレビ。かしい消費者のみなさん、これはほんの一例です。身のまわり品を求めるときはご用心ご用心。



写真は「いこいの森」に姿をあらわした愛鳥山荘です

5月12日、常陸宮様をお迎えして全国野鳥の集いが開催される。わが町にある「いこいの森」保健休養林地帯は、第二会場に予定されており、全国から2千人の愛鳥家達が来町する。ただ今「愛鳥保護センター」等急ピッチで工事が進められている。この機会に、私達の生活をとりまく環境破壊と自然保護についてみなさんとともに考えてみたい。

「水俣病」は「公害」であり、「イタイイタイ病」は「鉛害」で「農薬汚染」は「耕害」（あるいは資本害）であるといわれている。

ご承知のとおり、日本の列島が土の中に水銀、水の中に重金属を蓄積、大気の中には亜硫酸ガスの含有率を広域的なものにして、農産物の増産をはかり工業の発展を世界的なトップレベルにのしあげた。国を挙げて経済大国になったが、汚染された環境は、汚染された魚と草と空気を返してくれた。メ

住みよい環境づくり

楽園を 緑輝き小鳥さえずる

町民の参加で

そして体の中を汚染された人が多く住む社会を形成しているのである。

また環境の破壊も同様である、イタリヤ半島では、千数百年前のローマ帝国時代に破壊された森林地帯が、今日なお赤茶色の裸地を露呈し森林の復元が困難だとされている。わが町の森山はどうだろう。これ以上削り採らないでほしいと心から願うのみである。山は緑の着物を付けているのが本来の姿である。

新しい町づくりの緒に着いたばかりのわが町ではあるが、自然環境や自然資源の開発に当り自然のバランスシステムがくずれ、町民の生活をおびやかすことのないような設計を作るため、町民は自らの問題としてとりあげ、町全体が鳥の楽園となり、緑輝く汚染も破壊もない住みよい町づくりのために参加してほしい。

の (真)

「五城目奉仕団は勿論、秋田の奉仕団の人達は本当に良く奉仕してくれませう。他県ではこう出来ませんよ。奉仕団担当者の言葉です。落葉ふみ馴れぬ仕事の四日間奉仕の生活生涯のも



皇居奉仕に参加して

心に残っているもの

五城目町 佐藤 貞



～町独自の福祉行政を～



青年会の忍耐強い要望の献み上げが、町の施策と相俟ってやがては公民館、運動公園、老人福祉等々、地域社会に具体的な形となつてあらわれてくるものと思われ、今回の議会を通じて感じた事は青年会の経常活動の中で提出議案内容を取り入れておかない具体性を欠くが、まあ、十月から調査委員会を設け、議会のあり方、地域に存在するテーマに取り

組んできた姿勢はいかにも青年らしく、きめ細かい調査資料はその道を専門とする町議の方々も賞讃を惜しまない町行政。このあたかも町対する大久保彦左衛門的な存在として益々充実していくことを期待したい。

当日の議長は馬場目青年会長の石井久右内門君で町長の施政説明と一般質問の順序は次のとおりである。

また運動公園用地の一部、三町歩をただいま買取整地しております。十三町歩も買収してあります。今後更に話し合いを重ねていくが、すべて計画どおりになることは至難だろうと思つている。しかしながら買取済の三町歩と相当に可能性のある用地と合せると五町歩になるので、この用地が自由に計画をたてることができる土地ということになります。

中央線にも着手しておりますが警察署附近から、如來寺敷地内を通り、馬場橋に向つて十八メートル道路に致します。このような町づくりの変化の中で公民館、役場等の建設場所の選定がなされるわけですが、町執行部では結論を出してはおりません。

山村振興事業が四十八年度から開始されますが、その中で四十九年度に山村開発センターを建てることに内定しております。この中には図書室、会議室、研究室、老人いこいの部屋などを作り得る補助事業でありますので、公民館として不足なもの付けたしなから、長期計画の中でも公表している通り、四十九年度から着手したい。

山間部の基盤整備を促進
農業政策の面では後継者育成が基本的なものであるが、それを自覚させる父親の責任と自覚を促し、施策の面で農機具導入のための助成、金利負担をしておりますが、基盤整備が基本であることかからして、これを重点的にとりあげていきたい。平担部ではほとんど整備されているが、山間部はいろいろ問題点がある。しかしようや五十五年度までにごつておられる長期計画では五一年度まで続けて七〇％台にしたい考えであります。

一般質問の中から
佐藤 悦郎(大川青)
質：日曜日でも利用できる窓口を
町長：就労する機会が多くなる
町役場の窓口を利用するとなる
と職場を休まなければならぬ
状態である。このような弊害を
なくするため、日曜日でも利用
できる窓口にするにはできな
いものか。
ミナイイ
三七二一電話のご利用を
町長：普通の日であれば、三七二一
一番の電話で、お申し付け下さ
れば、戸籍関係、その他の証明
は殆んどできる仕組みになつて
おります。土曜日の午後あと、
日曜日については、その前に役
場の職員を通して用事を足して
頂くとかにしてほしいが、日曜
日に担当職員を出動させる方法
がよいかどうか、今しばらく
検討させてほしい。

五城目町連合青年会主催第六回青年議会在去一月二十日午前九時二十五分から、役場第一会議室で開催された。若者達の声を町政に反映させよう、六年前から行なわれていもので、毎回の審議経過を記録しその前提のもとに議案の作成がなされているので、町執行部も例年真剣に取り組んでいる。

また運動公園用地の一部、三町歩をただいま買取整地しております。十三町歩も買収してあります。今後更に話し合いを重ねていくが、すべて計画どおりになることは至難だろうと思つている。しかしながら買取済の三町歩と相当に可能性のある用地と合せると五町歩になるので、この用地が自由に計画をたてることができる土地ということになります。

山間部の基盤整備を促進
農業政策の面では後継者育成が基本的なものであるが、それを自覚させる父親の責任と自覚を促し、施策の面で農機具導入のための助成、金利負担をしておりますが、基盤整備が基本であることかからして、これを重点的にとりあげていきたい。平担部ではほとんど整備されているが、山間部はいろいろ問題点がある。しかしようや五十五年度までにごつておられる長期計画では五一年度まで続けて七〇％台にしたい考えであります。

公民館の使用時の延長を
佐藤(悦)：公民館の利用時間に
ついで。
公民館の利用時間が午後九時ま
どとなつておりますが、もっと
延長できないものか。私運送労働
青年は日曜日を除く夜の利用
が最も多くなり、仕事が終わつて
から集合すると、午後七
時半から八時頃になつてしま
うため会議時間が非常に短か
くなり十分な討議ができない考
慮である。利用者側のことを考
えて十時頃まで利用時間延長を
できないものか。
係の判断で延長できるように
したい。

公民館の利用時間の延長を
佐藤(悦)：公民館の利用時間に
ついで。
公民館の利用時間が午後九時ま
どとなつておりますが、もっと
延長できないものか。私運送労働
青年は日曜日を除く夜の利用
が最も多くなり、仕事が終わつて
から集合すると、午後七
時半から八時頃になつてしま
うため会議時間が非常に短か
くなり十分な討議ができない考
慮である。利用者側のことを考
えて十時頃まで利用時間延長を
できないものか。
係の判断で延長できるように
したい。

尿処理場の建設を早く
目黒 清(五青)
質：本町の尿処理場は親光地と
いわれる泰山山麓や馬場目川伏
流の上流に設置している現状で
あるが、投票場は不衛生きわま
り、カラスがムラがり、腐敗物
が散在して、周囲を悪臭が包
み地元では早期中止を望んでい
る。また町水道にも影響があるの
ではないか。尿処理場の早期
実現をはかり住民の不安を解消
してもらいたい。
投票場の協力に感謝
町長：尿処理は最も頭のいた
いところですが、原則的には自分
のものを自分で処理していただ
け

青年議会議事録



た坊井地部落のみなさんをはじめ、土地所有者に心から感謝しております。

このような方々のために、町の施策の上でこの協力をすることがあれば、感謝の意味を含めてお手伝いしたい気持ちであります。ご指摘のとおり、投票場をめぐるといろいろの問題があると思いますが、今しばらくのご協力をねがいたいと思います。

水道課長：十二月中旬交差点の水を採取いたしまして検査の結果、室薬性アンモニアは全く入っておりませんでした。

森山の採石をめぐる町の考え方示せ

目黒：四十八年度から三カ年計画で実施される、森山総合利用促進事業と採石の影響。

大岡村に空港建設を予想されるが、決定した場合森山の採石を許すのかどうか。現在採石されている私有地も、以上の事について町の方を考慮して下さい。

このたび秋田県内の二カ所の地域に、広域下水道関係の調査に対する国の予算がついた。その内の秋田地区は本町も含まれておるので次の段階として水洗便所と公共下水道が取りあげられてくることになる。そうになるまでの間どうするか検討させていただきます。四十六年度に終末処理場の計画を中止した経験もふまえて、公共下水道が出る前にどうあがるかどうか検討させてもらいたい。従ってそれまでの応急処置としてやむを得ず坊井地の土地をお借りして、投票場をさせておられる状態であり、町の実際を考慮して協力してくれ

えしていきたく思います。なお飛行場との関連ですが、業者側からの見通しではそのような考え方も是非立法化の現をばかり、森山の破壊を阻止したいと思っております。むしろみなさんの方へお願いをしなければならぬ、事態になるかも知れませんので、その節はよろしくご協力をお願いします。

町独自の福祉行政を

青藤(恵)(馬青)

老人福祉問題について

老人福祉に対する政府予算案に期待していたが、中身の無いものになり失望している。老人は長半にわたって、社会に尽くしてくれた方々として尊敬され健康で楽しい生活を保障されなければならない。

当町の施策の現状をみると、先取りはみられるが、独自性は全くみられず、国に寄りかかっている状態なので、次の点を改善するよう要望する。

◆ホームヘルパーの増員と待遇改善

政府の方針がどうあれ町独自の寝たきり老人、一人暮らしの老人はすべて対象されるべきです。そのためヘルパーの増員と最少限度の交通機能を確保してやるべきでないか。

◆老人電話の増設

二十七人に四ヶ所しか設置しておられない老人電話を、全戸に付くようすみやかに具体的な見直しを立ててほしい。

◆老人医療費の無料化を

六十五才まで引き下げること

はできないか、寝たきり老人身障者以外の対策を町独自で引き下げてもらいたい。

◆老人福祉センターの設置等

老人が気軽に利用できる施設がこの町にはない。二、三〇八人(六〇才以上)の方々のために是非実現してもらいたい。

◆勤労婦人の産前産後の問題について

就労婦人が急増しているが特に既婚女性の職場進出が著しい。必然的に産前産後の問題がクローズアップされているが、現在町で実施している施策は、

- ・三千円相当のマミミルク、牛乳
- ・出産見舞金一万円(国保加入者のみ)
- ・早産防止のための母乳学級の開催等で県からは七十五名、又はマミミルク二百グラム相当の配布
- ・妊婦の定期検診無料券発行(産前八六五円二回分)となっている。

他町村では入院して出産する場合屋代村の負担でよいと聞いており、わが町の場合六万円負担となっている。その他、種々の事情を考えた事を要望したい。

- ① 出産時における費用全額の補助と産後に対しての医療費の補助
- ② 産後の休養期間を各家庭、職場に対する徹底指導(県では現行六週間から、八週間に引き伸ばす指導をしている)
- ③ 産前、産後の無料定期検診の実施
- ④ 産後に対してもミルクや牛乳等の無料配布と栄養面の指導

以上のことを実施し、婦人の健康を守り安心して働ける家庭や

職場づくりをしてもらいたい。

町長：老人福祉、ならびに産前産後について今日指摘されたこと、今年度の予算編成時でするので、これから取り上げていくかを真剣に討議いたしまして、何らかの点でご期待に添いたいと思っております。只今のご要望された内容を、今一気を実施するとなると、どの問題を取り上げてもみましても莫大な資金が必要となる。限られた予算の中で、このようなご要望をどれから先に、どの程度に拾いあげていきたいと思いますか苦慮するところでありませぬ。

加藤光儀(大川)

質：近年とみに小中学校の児童、生徒の数が減少を重ねているが本町における学校の統合の計画はどのようになっているか。また、統合にともなう通学に際して、通学道路の整備、寄宿舎の建築、スクールバスの運行計画はあるかどうか。

町長：学校統合に関しましては、前の町長さん当時に、道路整備と後統合しようという約束もあるとお聞きいたして、早速農道整備により道路を作った次第であります。只今補装予定で四十八年度中に終了予定であります。大川中学校に限定して申し上げる限り、通学路はできたという観点にたっている。寄宿舎を必要とする場合の用地買収は終わっている。

スクールバスについては、中央交通で運輸省に路線設計の申請を出しております。大川中がもし統合するとなれば、それまでにあわせるように認可するだろうと思っております。

加藤(光)：農業情勢にかかわる諸問題について

一、減反、他作物への転換、経営規模拡大、稲作機械化作業体系の確立、出かせき解消、農業をめぐるとの諸情勢はどれくらい把握してきておられるのか

町長：大変至難な問題であります。ひとつひとつあげた見出ししかねるのではないかと、通年稲作だけ単純な労働配分はできないのではないだろうか。いわゆる複合経営か、兼業型にするかで解決していかねばならない。農村の現状は広く浅くあらゆる方面の要請に応えていかねるわけではない。

しかし、みな様の具体的なご要望は積極的に受け入れていきたいというのが基本的な姿勢であります。私は減反政策も必ずなく終止符を打つだろうと思っております。その時点を考えて経営の配慮をしたらどうかと思っております。入植は来年度から又募集します。過去におしりすめてきた内容により町中の希望者の意を満たすようなお手伝いをしていきたいと思っております。

選挙特報

五城目町長選挙

二月十八日投票

「この一票

あなたが築く よい郷土」

五城目町選挙管理委員会

このたび行なわれる五城目町長選挙は、二月二十四日任期満了のために行なわれるもので、議員の選挙と並んで私達の最も身近な選挙です。われわれ住民の一人一人の力で地域社会を大切に守り育てていこうという気運がたかまつてまいりました。そしてその基本となるのが、この選挙であります。

有権者一人一人が主権者としての良識をもって選挙に参加し、明るく正しい選挙を実現することが住みよい、くらしよい、魅力ある町づくりへつながることと思えます。

告示日、投票日、選挙会(開票)は、次のとおりです。

- 告示日 二月 九日
- 投票日 二月十八日
- 選挙会 二月十八日(開票) 午後七時三十分開始

投票時間は、午前七時から午後六時までですが、次の投票所は閉じる時刻を繰り上げて行ないますから、ご注意ください。

- 馬場目第三投票所 午前七時から午後五時まで
- 馬場目第四投票所 午前七時から午後五時まで
- 馬場目第三投票所 午前七時から午後五時まで
- 馬場目第四投票所 午前七時から午後五時まで

馬場目第五投票所 午前七時から午後四時まで

富津内第三投票所 午前七時から午後五時まで

富津内第四投票所 午前七時から午後五時まで

内川第三投票所 午前七時から午後五時まで

内川第四投票所 午前七時から午後五時まで

大川第一投票所 午前七時から午後五時まで

大川第二投票所 午前七時から午後五時まで

大川第三投票所 午前七時から午後五時まで

大川第四投票所 午前七時から午後五時まで

大川第五投票所 午前七時から午後五時まで

大川第六投票所 午前七時から午後五時まで

大川第七投票所 午前七時から午後五時まで

大川第八投票所 午前七時から午後五時まで

大川第九投票所 午前七時から午後五時まで

大川第十投票所 午前七時から午後五時まで

大川第十一投票所 午前七時から午後五時まで

大川第十二投票所 午前七時から午後五時まで

大川第十三投票所 午前七時から午後五時まで

富津内第一投票所 秋田米広織雑株式会社食堂

富津内第二投票所 富津内児童図書館

富津内第三投票所 富津内中学校理科室

富津内第四投票所 伊藤米吉宅

富津内第五投票所 湯ノ又公民館

富津内第六投票所 内川児童館遊戯室

富津内第七投票所 小倉公会堂

富津内第八投票所 大川出張所会議室

富津内第九投票所 西野公民館

富津内第十投票所 谷地公民館

富津内第十一投票所 谷地公民館

富津内第十二投票所 森山公民館

富津内第十三投票所 森山公民館

富津内第十四投票所 森山公民館

富津内第十五投票所 森山公民館

富津内第十六投票所 森山公民館

富津内第十七投票所 森山公民館

富津内第十八投票所 森山公民館

富津内第十九投票所 森山公民館

富津内第二十投票所 森山公民館

富津内第二十一投票所 森山公民館

富津内第二十二投票所 森山公民館

富津内第二十三投票所 森山公民館

富津内第二十四投票所 森山公民館

富津内第二十五投票所 森山公民館

富津内第二十六投票所 森山公民館

富津内第二十七投票所 森山公民館

富津内第二十八投票所 森山公民館

富津内第二十九投票所 森山公民館

富津内第三十投票所 森山公民館

富津内第三十一投票所 森山公民館

富津内第三十二投票所 森山公民館

富津内第三十三投票所 森山公民館

富津内第三十四投票所 森山公民館

富津内第三十五投票所 森山公民館

富津内第三十六投票所 森山公民館

富津内第三十七投票所 森山公民館

富津内第三十八投票所 森山公民館

富津内第三十九投票所 森山公民館

富津内第四十投票所 森山公民館

富津内第四十一投票所 森山公民館

富津内第四十二投票所 森山公民館

富津内第四十三投票所 森山公民館

富津内第四十四投票所 森山公民館

富津内第四十五投票所 森山公民館

富津内第四十六投票所 森山公民館

富津内第四十七投票所 森山公民館

富津内第四十八投票所 森山公民館

富津内第四十九投票所 森山公民館

富津内第五十投票所 森山公民館

富津内第五十一投票所 森山公民館

富津内第五十二投票所 森山公民館

富津内第五十三投票所 森山公民館

富津内第五十四投票所 森山公民館

富津内第五十五投票所 森山公民館

富津内第五十六投票所 森山公民館

富津内第五十七投票所 森山公民館

富津内第五十八投票所 森山公民館

富津内第五十九投票所 森山公民館

富津内第六十投票所 森山公民館

富津内第六十一投票所 森山公民館

富津内第六十二投票所 森山公民館

富津内第六十三投票所 森山公民館

富津内第六十四投票所 森山公民館

富津内第六十五投票所 森山公民館

富津内第六十六投票所 森山公民館

富津内第六十七投票所 森山公民館

富津内第六十八投票所 森山公民館

富津内第六十九投票所 森山公民館

富津内第七十投票所 森山公民館

富津内第七十一投票所 森山公民館

富津内第七十二投票所 森山公民館

富津内第七十三投票所 森山公民館

富津内第七十四投票所 森山公民館

富津内第七十五投票所 森山公民館

富津内第七十六投票所 森山公民館

富津内第七十七投票所 森山公民館

富津内第七十八投票所 森山公民館

富津内第七十九投票所 森山公民館

富津内第八十投票所 森山公民館

富津内第八十一投票所 森山公民館

富津内第八十二投票所 森山公民館

富津内第八十三投票所 森山公民館

富津内第八十四投票所 森山公民館

富津内第八十五投票所 森山公民館

富津内第八十六投票所 森山公民館

富津内第八十七投票所 森山公民館

富津内第八十八投票所 森山公民館

富津内第八十九投票所 森山公民館

富津内第九十投票所 森山公民館

毎日午前八時三十分午後五時

五城目町選挙管理委員会事務局

不在者投票について

不在者投票は、二月九日(告示日)から二月十七日(投票前日)までの間、選挙の当日、正当な理由により投票所に行つて投票できない者が投票できます。

手続きに必要な書類は、投票用紙等の請求書、選挙の当日自ら投票所に行き投票することができない事由を申し立てる旨の本人の宣言書とあり、選管に準備してあります。

不在者投票の資格等について

このたびの選挙に使用する選挙人名簿は、昭和四十八年二月五日現在で調整したものです。

住所要件 二月五日で町内に三ヶ月以上引き続き住所を有している者。(昭和四十七年十一月五日以前に住民基本台帳に登録された者)

◆年令については、二月十八日現在で満二十才に達するもの

※この選挙の選挙権は、転出するに当たり失なわれまますから、注意して下さい。

※新に登録された者の住所、氏名等は、次に於て繰りに供します。

◆繰りんの期間と時間

昭和四十八年二月六日から昭和四十八年二月七日まで

◆不在者投票の配付について

入場券は、二月十一日頃町政協力員を通して配付する予定であります。

◆町内転居者については、住民基本台帳に基づつて処理しましたが二月五日以降のものは従前の住所地に配付されることもありますが、配付されない方はすぐ選管事務局までご連絡下さい。

◆転居された方は、役場へ届け出ると同時に、町内会の方へもお届け下さい。

◆選挙運動について

明るく正しい選挙実現のために

又選挙法違反に問われたいしないために、選挙人としての自覚を持って行動したいものです。

◆選挙運動期間

立候補届出後選挙期日の前日までであり、この期間以外は禁止されております。

◆選挙運動を禁止又は制限されて

いる者

投票管理者等選挙事務関係者、公務員及び教育者、未成年者、選挙権を有しない者

◆戸別訪問は家庭に限らず、会社工場、事務所などを訪れることも禁止されます。

◆飲食物の提供

何人も選挙運動に因つて飲食物の提供はできません。但し湯茶とかお茶うけ程度の菓子ならさつぱかえなく、運動員の弁当については一定の制限のもとに認められています。

◆氣勢を張る行為

選挙運動のため、火花をあげたり、自動車やバイクを走らせたりして往來するなどの行為は禁止されています。

◆連呼行為

午前七時から午後八時までの間は、選挙用自動車において連呼することができません。

◆街頭演説

午前七時から午後八時までの間に限られています。

◆その他

不明な点については、選挙管理

委員会へお問い合わせ下さい。事務局は、この選挙事務が終了するまで、役場第二会議室を転移しております。(庁舎東側二階)

電話 五城目局 二二〇〇番 直通 二七〇一番 (選挙終了まで)

贈与税の申告と納税は

二月一日～三月十五日

昭和四十七年中に個人からもらった財産の価格が、四十万円を超えるときは贈与税の申告と納税をしなければなりません。ただし、婚姻期間が二十年以上の夫婦の間で、居住用の土地、家屋、これらを買つたための金銭の贈与が行なわれ、贈与を受けた人が贈与税の申告期限までに、その贈与を受けた土地、家屋や贈与された金銭で購入した土地、家屋等に実際に居住した場合には、基礎控除の四十万円のはかに、配偶者控除として三百六十万円まで控除されます。

所得税の確定申告と納税

二月十六日～三月十五日

還付を受けるための申告はお早めに

昭和四十七年分の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除などの所得控除の合計額より多い人は、確定申告をしなければなりません。また、源泉徴収された税金や予定納税を払った税金が還付金になります。この申告は、二月十五日以前でも受け付けていますから、早めに申告して還付を受け下さい。

◆その他

不明な点については、選挙管理

委員会へお問い合わせ下さい。事務局は、この選挙事務が終了するまで、役場第二会議室を転移しております。(庁舎東側二階)

電話 五城目局 二二〇〇番 直通 二七〇一番 (選挙終了まで)

贈与税の申告と納税は

二月一日～三月十五日

昭和四十七年中に個人からもらった財産の価格が、四十万円を超えるときは贈与税の申告と納税をしなければなりません。ただし、婚姻期間が二十年以上の夫婦の間で、居住用の土地、家屋、これらを買つたための金銭の贈与が行なわれ、贈与を受けた人が贈与税の申告期限までに、その贈与を受けた土地、家屋や贈与された金銭で購入した土地、家屋等に実際に居住した場合には、基礎控除の四十万円のはかに、配偶者控除として三百六十万円まで控除されます。

所得税の確定申告と納税

二月十六日～三月十五日

還付を受けるための申告はお早めに

昭和四十七年分の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除などの所得控除の合計額より多い人は、確定申告をしなければなりません。また、源泉徴収された税金や予定納税を払った税金が還付金になります。この申告は、二月十五日以前でも受け付けていますから、早めに申告して還付を受け下さい。

二月四日

全町スキー講習会開催

午前講習会 午後大会

雪の降らない冬で、全町スキー講習会も延びよぐになっていたが二十八日以米野も山も白一色になり遅ましながらのシーズン到来である。次の内容により全町のスキー愛好者を対象に、講習会を行ないますから、多数おいでくださいますようお願いしております。

- 一、趣旨
スキーの初心者を対象に、スキーについての心得技術の習得をはかりながら、相互に交歓し、冬期における運動不足の解消をはかる。
- 二、主催
五城目町教育委員会
五城目町スキークラブ
- 三、後援
五城目町体育指導委員会
五城目町体育協会
- 四、主管
五城目町公民館
- 五、期日
二月四日(日)
- 六、時間
午前九時三十分～午後九時三十分
- 七、会場
五城目恋地国設スキー場
- 八、参加対象
スキー初心者(小、中学生は除く)五十名
- 九、内容
①スキーのエチケット
②スキー障害と救急法
③スキーアールのしかた
④スキー技術(滑走法、登行法、キックターン、直滑降、斜滑降)
- 十、講師
交渉中

国民年金受給権者現況届を出しましょう

国民年金の障害年金、母子・準母子年金、遺児年金の受給権者は、毎年3月31日までに「国民年金受給権者現況届」を役場に提出することになっています。この現況届は、年金を受けている人が引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するために必要で重要な届けです。

この現況届には、生存の事実について、町長の証明書または戸籍抄本を添付することになっています。また障害年金を受けている人で、障害の程度に変化がないかを確認するための診断書の提出を指示された人は、この診断書の添付も必要です。

なお、昨年4月1日以降に年金を受けはじめた人、年金額が改定された人、または今まで支給停止されていたのが解除された人については、現況届を提出する必要はありません。

この現況届の用紙は、まもなく社会保険事務所から受給権者の方々に送付されますが、この届けを期限までに提出しない場合には、6月期の支払い分から年金が差し止めされることもありますのでご注意ください。不明な点がありましたら、役場の年金係にお問い合わせ下さい。

- 十一、経費
会場までの交通費自己負担、受講料 無料
- 十二、申し込み
又十三日まで電話(四一二〇)又は書面で五城目町公民館へ申し込み下さい。
- 十三、携行品
スキー用具一式、昼食
- 十四、その他
①健康管理については各自の責任において十分注意して下さい。
- ②不明の点がありましたら、五城目町公民館へお問い合わせ下さい。

スクールバスのパートタイマー募集

二往復で八百円

町の教育委員会では、五城目第一中学校および五城目小学校へ、富津内、内川、馬場町各地区からスクールバスで児童生徒の通学をお手伝いしているが、バス会社では定期バス以外の運行車輛の車掌を確保するために四苦八苦をしている状態なので、このたび、次の内容により、スクールバスの車掌を募集することになった。

朝土二往復で八百円の賃金です。ふつてご応募ください。

- 一、募集人員
六人
- 二、経験の有無
無関係なし
- 三、年令不問
- 四、稼働時間
馬場目線
五城目線
- 五、申込先
五城目町鶴ノ木
秋田中央交通株式会社
五城目営業所
- 六、その他
採用後は身分証明書を発行し、定期バスにより無料で通勤できるようになります。

五城目町の100年

(49)

陸上選手列伝

スポーツのあゆみ ④ 小野 一 二

矢崎崎グラウンドでの南秋田郡青年団体体育大会は、秋をかざる恒例の行事となった。また全県大会もしばしば開催されている。南秋の陸上競技と相撲の選手は、すべて矢崎崎頭頭からデビューしたといつてよい。きょうは町出身陸上競技選手のことをかいてみよう。

短距離で大正末に活躍したのは伊藤嶺太郎(馬場町)である。大正十三年十月矢崎崎で行なわれた全県大会で百メートル十二秒、二百メートル二十五秒四の当時の好記録で見事な二種目征覇をとりついでいる。伊藤は師範学校を出ると五城目小の教員になった。大正から昭和初年にかけての五小の教員には、そうそうたる体育人がそろっていた。

深(大田口)政治(柔道、体操) 明石七太郎、小林順、伊藤嶺太郎(以上陸上) 佐藤正太郎、本間八武田(兼治、斉藤正作(以上柔道) 渡辺正(剣道)たちで、いずれも全県の選手である。

伊藤嶺太郎の弟が伊藤(現姓加賀)直也である。直也は馬場目小高等科在学中に全県小学校体育大会で走高跳に優勝するという逸材だった。昭和十年九月、矢崎崎での全県大会で全町大会で彼は、一七七八の記録で走高跳に優勝してから十一年(小坂)一七七五、十二年(大曲)一七七六、十三年(茨島)一七七五、十四年(小坂)一七八一、十五年(矢崎崎)一七八五と六年連続優勝というおどろくべき記録をつくった。しかもそれを早逝させる原因となった。

前にかいた外に、全県中等学校大会で活躍した選手に、大石博三(長谷川道治 北島直三、山平友雄)二連覇しているが、その猛練習は彼を早逝させる原因となった。

暮しの案内

昭和四十七年分

住民税(所得税)の申告相談について

次の日程により申告相談を受付けしますので関係資料持参の上忘れずに申告して下さい。

一、申告しなればならない方

①昭和四十八年一月一日現在満二十才以上の方で前年中に所得のある所得が十五万円以下、その他の所得が十万円以下の控除対象配偶者及び扶養親族は必要あり

りません。) ②給与支払報告書を提出された方でも他に所得のあった場合、

③国民健康保険に加入している方

二、申告をしなくてもよい方

①前年中に所得のなかった方、

②給与所得のみで勤務先から給与支払報告書を市町村長へ提出さ

れている方。 ③生活保護法により生活保護を受けている方。

三、持参する資料

①取支に関する帳簿等 ②生命保険料の掛金の証明書又は領収書 ③医療費の証明書(医者にかかった場合)

④別紙住民税申告参考資料 ⑤別紙申告書 ⑥印鑑 ⑦その他参考となるもの。

⑧社会保険料(国民健康保険、国民年金)を調べて下さい。

※所得税の申告者は住民税の申告をする必要はありません。

歳末たすけあい

特別高額者のお知らせ

昨年の歳末たすけあい運動の特別高額者等について左記によりお知らせ致します(三千円以上) 記

三、〇〇〇円 笹尾 長

三、七〇〇円 加賀谷力司

五、一〇〇円 菅 礼子(館町)

紙上を借りて厚くお礼申し上げます

社会福祉協議会

商工会跡へ移転

本町の社会福祉協議会事務局は従来役場二階農業共済組合の隣で執務していましたがこのたび商工会が商工会館へ移転したのでそのあとに移転してあります。一階の開発公社と農協事務室の間にあるので社会福祉協議会本米の業務の外に心配ごと相談や善意銀行その他社会福祉に関する事務を取扱っておりますのでお気軽にお立ち寄り下さい。

月日	曜日	地区	町内、部落名	世帯数	申告会場
2.12	月	五城目	広々野、希望ヶ丘、田町	347	役場二階(西側)
2.13	火	"	小池町、御蔵町、新仲町	315	"
2.14	水	"	紀久米町、畑町、米沢町	410	"
2.15	木	"	築地町、新畑町、雀館、館町	412	"
2.16	金	"	中川原、岩城町、樋口上樋口	234	"
2.17	土	"	高崎、久保、館越	166	"
2.19	月	"	面 湯、岡本(一区二区)	136	森山公民館
2.20	火	"	野 田、浦横町	103	"
2.21	水	内 川	浅見内(1区~2区) 小川口	176	農協内川支所
2.22	木	"	湯ノ又(1区~4区) 小倉、黒土	179	"
2.23	金	全 町	所得税、事業税、贈与所得	3752	役場第一会議室
2.24	土	"	五城目、地区申告もれの方	"	役場二階(西側)
2.26	月	富津内	落 合、高 千、北々口	149	落合公民館
2.27	火	"	富田、八田、台、御蔵下	155	農協富津内支所
2.28	水	"	下山内、上山内、脇 乙	162	"
3. 1	木	馬場目	恋地、坊井地、杉沢、合地	179	杉沢公民館
3. 2	金	"	水 沢、平ノ下、中 村 水 寺 庭、小野台	178	農協馬場目支所
3. 5	月	"	帝釈寺、町村、門前、蓬内台	174	"
3. 6	火	大川除全町	所得税(農業者分)	"	役場二階(西側)
3. 7	水	全 町	所得税(営業、譲渡、山林)	15	役場
3. 8	木	大 川	所得税(農業者分)	"	大川出張所
3. 9	金	"	大川1区、2区、3区	189	"
3.12	月	"	大川4区、石崎、谷地中	126	"
3.13	火	"	下樋口、西 野	108	"

※ 受付時間 平日 午前9時30分 ~ 午後3時30分
土 曜 午前9時30分 ~ 午前11時30分

※ 所得税の該当者は封書、ハガキ等で連絡いたします(事業税も同じ)

※ この期間中に申告できない方は3月20日までの間に役場税務課へお問い合わせ下さい。

青年会と私

(ヤング登場)



町 村 斎 藤 恵 子

青年会というものは、集まればただくだらないことを言い合い、酒を飲んで終ってしまいう会と第一印象を受けた。当時私は高校を卒業してすぐ町の商店に勤めており、初めて自分の力で仕事というものをした感激やら又、これから先、自分の仕事をやり通せるだろうかという不安で、心に余裕がなかった。 青年会の存在は知っていたがさして気にもとめていなかった。ので誘われても興味も湧いてこなかった。それがある日、隣の姉さんから誘われて、ちょっとだけ行ってみよう、同じ支部の同級生と一緒に出かけたい、それがいい、それ以来の始まりである。それ以来の歴史四年という古参の仲間になってしまった。

ある日先に青年会に入会して来た友人が「どうして本会の事に参加しないの? 行けばおもしろいよ」と言ってくれたことがある。しかし、入会してまもない私は、とても皆と一緒にいって事業に参加するだけの勇気、いや大衆の中に溶けこむだけの意志がなかった私の得意とする人見知りである。ところが今はどうだろう。町を歩いて私にとって現在青年会以外は何もないと思っ